



土岐市小中学校共同学校事務室
令和7年度

= 学校配当予算について =

学校には、児童生徒の教育活動のために、土岐市教育委員会から予算が配当されています。配当額は、前年度の実績や児童生徒数により決められています。この予算を、教育目標を実現するために大切に使っています。どんな予算が配当されているのか、ご紹介します。

項目	用途等
水道料	上下水道代（プール水を含む）
電気料	電気代
燃料費	ガス、灯油代
修繕費	施設・備品などの修理
医薬材料費	保健室で使用する消耗品
消耗品費	紙類、印刷用インク、各教科教材、掃除道具など
郵便料	切手・郵便代
電話料	固定電話の電話代
委託料	草刈や木の剪定などの校内整備の委託
図書購入費	児童・生徒用図書

そのほか、2万円以上の物品は、前年度のうちに希望を土岐市教育委員会に伝え、教育委員会が査定の上、土岐市に予算要求し購入します。

また、配当予算の他に、宿泊研修や資源回収などに補助金が支給されています。

このように学校運営に要する経費は、土岐市が負担しています。
個人に還元されるものについては、受益者負担の原則により保護者負担としているため、学習費として集金しています。
購入している教材等については、各校から配付される会計報告をご覧ください。

